

2024年11月22日
全国港湾24 発第46号
港運同盟発初24-第61号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立賢次

24年度年末年始休日に伴う強行荷役等を行わない措置の申し入れ

周知の通り、2024年度の年末年始例外荷役は行わず、正月休日とすることを労使合意しました。この合意が、「ライフライン関連には対応する」としているものの、過重・過密労働や不規則な就労への一つの歯止めとなり、港湾労働の魅力を高め、人員確保にも資するものと期待しています。

一方で、今般の労使合意により、年末年始休日前後の業務量の拡大が予想され、そのために、産別協定を逸脱するような「強行荷役」のオーダーがあることも想定できます。

については、年末年始前後の就労について、下記の通り申し入れますので、誠意ある対応をされるよう要請します。

記

1. 年末年始前後の荷役作業において、労働基準法・産別協定順守の徹底はもとより、強行荷役のオーダー・手配を絶対に行わないこと。
2. 上記の申し入れ内容を、各地区港運協会に対し文書で内部周知すると同時に、各傘下店社に徹底するよう措置すること。
3. なお、強行荷役などの有無について、両組合として後日点検することとしていますので、そうしたことが発生し、現場に混乱を招かないよう対処されることを付記します。

以上